

最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業及び小規模事業者への支援の拡充を求めることがあります

福島県最低賃金は、令和8年1月1日から時間額1,033円に引き上げられます。このことは、福島地方最低賃金審議会において、過去に例を見ない大幅な引上げであり、これまで以上に準備期間が必要であることから、発効日を例年より約3か月遅らせました。

また、同審議会の「答申」では、「福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギーや原材料の価格高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、最低賃金を引き上げやすい環境整備」のため、政府及び福島県に対する各種要望をまとめています。

最低賃金の引上げのためには、中小企業及び小規模事業者に対する政府の抜本的支援が不可欠です。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

#### 記

1 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業及び小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 7 年 12 月 19 日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

その他関係筋